

政労発第0703第1号
平成27年7月3日

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官
(公印省略)

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律
(電気事業関係)の解釈について

1 本通知発出の趣旨

本通知は、労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会報告書「今後の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（電気事業関係）の在り方について（報告）」（別添、平成27年2月2日）において「スト規制法第2条において禁止される争議行為に関する解釈通知については、現在の電気事業の状況や、今後の電力システム改革等に伴い業務内容の変化が見込まれることも踏まえて必要な見直しを行うべき」とされたことを受けて発出するものである。

このため、昭和28年8月12日労働省発労第27号通知中、【定義】（一）及び【第二条の解釈】を削除し、昭和52年11月2日労発第95号通知についてはこれを廃止するものとするが、本法の趣旨については何ら変わるものではない。

2 電気事業の定義

本法にいう「電気事業」とは、①一般送配電事業、②送電事業、③事業主又は労働者が第2条の禁止行為を行うことによって、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する発電事業者が営む発電事業を指す。

したがって、電気供給に直接関係のない小売電気事業における事業主及び労働者の争議行為が本法の対象外であることは言うまでもない。

3 第2条の解釈

(1) 判断基準

本法は、特定の業務における争議行為を一律に禁止しているのではなく、具体的な争議行為が第2条にいう行為に該当するか否かについては、専ら当該行為が発電、送電、給電、変電及び配電に直接に障害を生じさせる客観的具体的な可能性があるか否かにより決すべきである。

(2) 本条に違反する行為

「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜ

しめる行為」とは、電気供給に直接関係のある発電、送電、給電、変電及び配電の業務について規定したものであり、スイッチオフ等の積極的行為はもちろんのこと、作為・不作為の別を問わず、当該行為の性質上このような障害を生じさせる行為をいい、結果の発生について客観的に具体的な可能性がある行為であれば必ずしも障害が現実に発生することを要しない。

すなわち、停電のみならず電圧・周波数の低下を来す等の行為はもちろん、事故時・災害時等の緊急時において電気の安定供給を維持・回復するための作業に従事しないこと等も含むものである。

(3) 本条に違反しない行為

庶務等、業務の性質上、当該労働者の争議行為が、電気の正常な供給に直接に障害を与えないことが、客観的に明らかな場合には、本条に違反しない。また、当該事業場の設備及び規模、電力需給の状況、人員の配置及び稼働の状況、業務の運行状況等の諸般の事情を考慮すれば、当該争議行為が電気の正常な供給に直接に障害を生じさせないことが客観的に明らかな場合も、本条に違反するものではない。

使用者側の何らかの対応措置が採られない限り、当該争議行為により「電気の正常な供給に直接に障害」が生ずる可能性がある場合であっても、あらかじめ電気の正常な供給に障害を生じさせないように関係労使間で十全の協定がなされ、それに従って現実に措置が採られる場合にあつては、争議行為時における電気の供給態勢が労使のかかる措置により客観的に確保されているといえるのであつて、このような状況の下になされた争議行為は、本条に違反するものではない。

(4) 本条違反の効果

本条違反の行為に対しては、本法では罰則規定は設けていないが、このような行為は当然労働組合の正当な行為ではないから、労働組合法第1条第2項による刑事上の免責が失われる結果、電気事業法の罰則等が適用される。また、民事上の免責も失われる結果、このような行為によって生じた損害の賠償責任を生じ、かつ、解雇その他の不利益取扱いを受けても不当労働行為の救済を受けられないこととなる。なお、かかる行為をなすべき旨の指令は違法行為を指令するものであるから、労働組合の正当な行為でなく、したがって労働法上の保護を受けられない。また当該行為が現実に行われた場合には、その指令の性格にもよるが、刑法の共犯理論によつて、その指令した者も処罰されることがある。

本条は労働者のみならず事業主にも適用されるのであるから、事業主も例えば発電、送電、給電、変電及び配電の運転要員等に対するロックアウトのような、電気の正常な供給を停止しその他電気の正常な供給に直接に障害を生じさせるような争議行為を行い得ないものである。このようなロックアウトを行った場合には、電気事業法の罰則の適用を受ける。

(5) その他

本条は、電気事業における正当でない争議行為のすべてを規定したものではない。

したがって本条に抵触しない争議行為であっても、それが暴力の行使（労働組合法第1条第2項）を伴う等、一般法理に照らし正当性を欠く争議行為が許されないことはもちろんである。

電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめないことが客観的に明らかであるような方法、態様において争議行為が開始された場合であっても、その後の状況の推移いかんによっては、電気の正常な供給に直接に障害がもたらされる可能性が生ずる場合がある。このような場合にあっては、争議行為を中止するなり、あるいは争議行為の方法、態様を変更するなりして、電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめるような結果の発生を回避する義務があることは当然である。